

霧島市火災予防条例の一部改正について

霧島市火災予防条例の一部を次のように改正する。

平成29年12月8日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市火災予防条例の一部を改正する条例

霧島市火災予防条例（平成17年霧島市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

- 第47条の2 消防局長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。
- 2 消防局長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

（提案理由）

総務省消防庁及び鹿児島県からの通知等を踏まえ、消防法（昭和23年法律第186号）に規定する特定防火対象物のうち、消防用設備等が設置されていない火災発生時における人命危険の高い防火対象物を公表する制度を定めるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。